宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可手続きの流れ（フロー）

土地の所有者等の同意、周辺住民への事前周知
- 工事区域内の土地の所有者等全員の同意（法12条第2項）
- 周辺住民への工事内容の周知（法第11条）

↓

許可申請書の提出（法第12条第1項、省令第7条）
〔正・副２部〕

↓

許　可　⇒ 許可後、法第12条第4項による公表

↓

標識の設置（法第４９条）

↓

工事着手

↓

定期報告（法第19条）

定期報告を要する規模の工事について、許可日より3か月ごとに報告

定期報告書の提出
〔正・副２部〕

↓

定期報告書の副本返却

＜報告を要する規模＞
①盛土で高さ2m超の崖
②切土で高さ5m超の崖
③盛土と切土により高さ5m超の崖
④盛土で高さ5m超
⑤盛土又は切土の面積が3,000㎡超

中間検査（法第18条）

特定工程を含む工事で、中間検査を要する規模の場合

中間検査申請書の提出
〔正１部〕

※特定工程に係る工事を終えた日から4日以内

↓

現場検査

↓

合格証の交付

＜注意＞
特定工程後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することはできません。

＜特定工程＞
盛土をする前の地盤面又は切土をし後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（政令第24条第1項）

＜中間検査を要する規模＞
①盛土で高さ2m超の崖
②切土で高さ5m超の崖
③盛土と切土により高さ5m超の崖
④盛土で高さ5m超
⑤盛土又は切土の面積が3,000㎡超

↓

施工状況の確認（擁壁の配筋等）

↓

工事完了

↓

工事完了検査申請書の提出（法第17条）
〔正１部〕

※工事が完了した日から4日以内に申請

↓

検査合格

↓

検査済証の交付